

2021年3月発行
第51号

農業委員会だより

ひこね



6次産業化を实践してその成功への道を考える

農業委員 茶 木 洋 子

農業はもとより1次産業ですが、農業だけで所得の向上を目指すには限界があります。1次産業の農業生産を基盤にして、農産物加工のような2次産業、加工して付加価値をつけた商品として、農業者自らが販売（直売）する3次産業の3段階を積み上げた農業を「農業の6次産業化」といいます。「6」という数字は不思議な数字で、 $1+2+3$ と加算しても、 $1 \times 2 \times 3$ と積算しても答えはいずれも「6」になりますが、6次産業化の「6」は積算した「6」だと思えます。というのは、1次産業の農業生産、2次産業の加工、3次産業の販売のいずれがなくなっても、「農業の6次産業化」は成立しないと考えるからです。

ところで、私たち農業者にとつて、あまり経験が無く苦手と思われるのは、3次産業にあたる「販売」です。1次の農業生産は元々お手の物ですし、2次の加工についても自家消費などで培った経験があります。しかし、販売だけは、そのノウハウがあまりありません。そのため、いかに消費者の心をつかんで、安定した販売方法を確立するかが「農業の6次産業化」を成功に導くカギだと思っています。

県内には「池田牧場」の池田さん、また、市内では「株式会社かねく」の久保田さん等、女性が頑張っておられる6次産業化の成功事例があり、それらに学びながら、私たち農事組合法人つづらファームの6次産業化を進めていきたいと考えています。

「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」は近江商人の哲学ですが、私たちも、その哲学が実現できるようこれからも一層頑張りたいと思っています。

会長挨拶



彦根市
農業委員会
会長
田中 金一

日頃は彦根市農業委員会の活動に格別のご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、近年数十年に一度といわれるような自然災害が頻発しており、本年も各地で豪雨災害が起き、尊い人命が奪われ、農地が消失しております。被災者には心よりお見舞い申し上げます。幸い本市では大きな被害はありませんでしたが、長雨により大豆の生育にかなりの影響がありました。地球温暖化が農作物に与える影響は計り知れなくなっております。このような異常な気候変動のもと農地の持つ多面的機能を再度見直し、農地の維持管理の更なる努力が必要とされるところです。

また、新型コロナウイルスは農業分野にも多大に影響を及ぼしております。農産物の消費減少や農産物価格の低迷、さらにコメの在庫量増加による令和3年のコメの作付面積の割り当て減少や他作物への転換など懸念材料は増えるばかりです。

彦根市の農業の現状は、農地集積・集約化が進んで後継者や若手農業者が育ち先進的農業に取り組みされている地域も有れば、認定農業者や集落営農組織の構成員の高齢化に伴い、経営継続また継承が難しくなりつつある地域もあります。

彦根市農業委員会は、多くの課題を抱えておりますが、これからも農業・農村を維持していくため、優良農地を守り彦根市農業振興のための地域活動に取り組みます。皆様のご意見やご要望をお寄せくださいますようお願いいたします。してご挨拶とさせていただきます。

遊休農地再生に向けて 取り組んだこと

農業委員 北村 文尾

大藪町の耕地(水田)は概ね300反あり、令和元年の作付状況は、個人経営体1戸25反の農業者、営農組合30反、他集落からの入耕作者1戸146反でしたが令和

2年3月入耕作者が撤退され、私達も急遽対応に奔走しました。

農地140反のうち、30反を市内の担い手に、あの方には農地一覽表(字名・地番・面積)を送り、耕作依頼田を提出してもらうことで自己管理や遊休地の把握が出来る。担い手とも話し合いを重ね、令和3年度は65反耕作して下さることとなり喜んでおります。

8月に入り、耕作依頼名簿を作成し、依頼田の農地については中間管理機構への申出書を提出してもらいました。申し込みは大藪町内分として申請し、私達が両者のつなぎ役になりました。

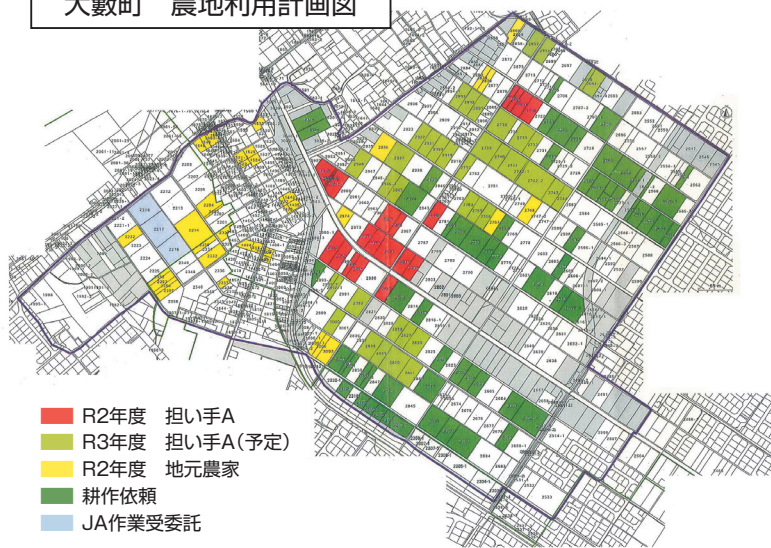
申出書に記入ミス無きことを確認し、9月末に70反分の申出書を機構へ提出し、農地利用図も添付しました。所有者と話し合った集積を色分けし、よくわかるようになりました。機構と担い手、JAへ、地域の経営管理委員、農業組合長とで出向き、農地の現状、また、所有者の暮らしからく

る休耕を理解いただきたいとお願いました。

来年度は新たに100反を作付してもらえよう力を注ぎたいと思います。1年1年耕作面積を増やし、遊休農地減少につなげたいと思っております。

それまでは推進委員と連携して、各戸自己管理(草刈り)し景觀を保てるよう、働きかけ、地域の農地を守っていくため頑張ろうと思います。

大藪町 農地利用計画図



次世代に繋ぐ農業

推進委員 辻野 久和

令和の幕開けと共に2020年1月には、トランプ政権下で、幕末以来の不平等条約ともいわれている「日米貿易協定」が締結されました。また、11月には東アジア地域の15カ国との間でRCEP(地域的な包括連携協定)に署名されました。外圧の脅威にさらされている零細な日本の農業は、新型コロナ禍の影響で、従前の食生活の変化に伴う米食の減少に加え、外食費の減少による農産物価格の下落というダブルパンチに見舞われており、ますます先細りになるのではないかと心配しています。果たしてこのような状況下で、農業は未来の展望が開けるのか、まさに「内憂外患」といえます。

さて、農事組合法人ファーム肥田は、法人化して10年目を迎えようとしています。設立当初は地域農業の担い手組織として、集落の農業基盤の

維持が第一の目的であり、私にが法人の経営に参画したおりには、売上高はそれなりにありましたが、収益性が低く、経営基盤の弱い組織でした。平成30年度より従来の経営を見直して組織の改正(4部門)及びいくつかの事業戦略を打ち出しました。特に小麦は湖東地域の平均より約90kg増収。また、環境にやさしい米作り・売れる米を前面に打ち出して、インターネット・異業種交流会等での販路開拓、複数見積りで資材単価を見直



し生産原価を圧縮することにより、収益の確保ができるようになりました。より一層の経営健全化の推進が求められる現状ですが、今後の課題としては、次世代の人材育成です。定年就農の人材が主の現在の組織は多くの問題点が垣間見えます。定年延長でますます高年齢化というジレンマの中で、最大限の知見を発揮して従来型の農業からの脱却により、経営戦略を構築して、競争力がある体力強化が求められています。次世代に安心して働かせるようなインベシジョンする組織へのベクトルにアンテナを絶えず張っていたいものです。



知って得する！ 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！

一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料補助

加入で大きな節税効果！
保険料は全額社会保険料控除の対象

※農業者年金の加入には、
「国民年金第1号被保険者であること」
「年間60日以上農業に従事していること」
「60才未満であること」
の3つの要件を満たしている必要があります。
※詳しくは彦根市農業委員会事務局またはJA東びわこ各店へ！

しっかり積み立て、
がっちりサポート！
老後生活に備えよう



終身年金で
安心！

詳しくは… 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>



農業委員会の活動報告



農業委員会研修会を開催いたしました



昨年7月の農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴い、大学サテライト・プラザ彦根において研修会が開催され、平成28年に改正施行された法整備の目的や役割について、また事務面では許認可手続きなどの内容が盛り込まれ、今後の職務遂行にあたり参考となるものでした。

全国の農業委員会が直面している高齢化や後継者不足等による農業者の減少という理由から遊休農地の増加への解決を図るための具体的な取り組みを積極的に推進し、農地の適正化をすすめることが求められているという課題の提起がありました。

そのために、農地パトロールをはじめとして、その地域の実態を把握するなど、地域の農地を将来にわたり継続的に活用できるよう「人・農地プラン」での話し合いを推進していかなければならないと感じました。

今後、我々委員が本研修会で学んだことを十分認識し、その職責を果たしてまいりたいと思います。
(推進委員 小林 爲夫)



農地パトロールを実施しました

令和2年度農地パトロールが8月17日から8月27日までの間で市内各地域で実施されました。遊休農地(耕作放棄地などの荒廃農地)は約62ヘクタールがあり管内の農地面積の2%を占めています。一年放棄されれば雑草が生え、その後の年も耕作されなければ木も生え、元の農地には戻りません。

遊休農地が発生した要因は、基盤未整備や後継者不足による労力不足、鳥獣被害による生産意欲の低下など様々です。農地の管理は所有者自らが責任をもって適切に管理することが当然ですが、相続をするうちに所有者が海外・遠隔地に居住され、農地を守るという意欲が欠けてきて、耕作や草刈りもされず荒廃していきま

す。周辺の耕作者・居住者の方々からの苦情も出てきます。
今後遊休農地を発生させないためには耕作できなくなる前に認定農家の方へ委ねることが望まれます。地元農業委員または推進委員へ相談していただき遊休農地の発生を防ぎましょう。(推進委員 西澤 育男)





10月26日市長へ意見書を提出しました

昨年10月26日、彦根市農業委員会は、本市の活力ある農業振興を目指し、令和3年度の予算編成に向けた「彦根市農業施策に関する意見書」を彦根市長へ提出しました。

市長へ意見は、

- ・担い手の育成・確保について
- ・遊休農地解消対策について
- ・特色ある地域農業の創造について
- ・環境と調和した農業の推進について など

8項目にわたります。

また、市議会議長と教育長へ意見書の概要を報告し、施策への反映を要請しました。

農業委員会は、農業者の代表機関として、今後も農業者の声を行政に届ける取組を積極的に行ってまいります。

なお、意見書については彦根市ホームページ<https://www.city.hikone.lg.jp/index.html>でも紹介しています。



栗東市「もんぺおばさん田舎工房」を訪ねて

令和2年12月3日農業委員女性部の活動として、栗東市農業委員会をお尋ねしました。今回は主に、女性農業委員さんの日々の農業委員会活動以外に「食」を通じた農業活動(他の市町との交流会、市内女性農業者との交流意見交換等)に取り組んでおられる様子を研修させて頂きました。

とりわけその中でも1年を通して「農ある暮らし」を実践されている「もんぺおばさん」こと中井あけみさんが楽しく農業をしていこうとご主人と始められた活動に魅了され、感銘を受けましたのでその一部を紹介します。

地元農業や食文化の次世代への継承を意識され、「食べるのは楽しい、作るのはもっと楽しい」と、地元野菜を利用した食育や味噌作り、そば打ち等の体験教室を開催されています。また、毎週土曜日開催の「いきいき元気村朝市」では、夫の牧造さん手作りの石窯で焼き上げた天然酵母のパンが素朴な味で小麦の風味が感じられると人気で、開店10分で売り切れるとか。こうした活動で、県内外の参加者との新たなつながりや交流を喜びとし、レシピなど惜しみなく教えることを信念とされているようです。「料理を教えて欲しい」と頼まれたことが活動のきっかけとなり、教えるからには恥ずかしくない様にとあらゆる教室に通い新しい知識を会得された行動力には頭が下がります。

我が市でも地元野菜等、またそれを利用した加工品等の販売をされているグループがいくつかおられますが、地元農業を受け継ぎ次へ繋げようと活動される農業者(特に女性農業者)の方々とつながり、交流の機会を積極的に設けていけるよう進めていくことが我々委員の大きな役割であると、今回の研修を終え改めて考えました。

(農業委員 西川 末美)



獣害対策としての ピーマン等の栽培

推進委員 吉田 定一

鳥居本地域は、中山間地域で獣害が深刻な地域ですが、2年前からJA東びわこ彦根山菜部会員を中心に、獣害に比較的強い農産物として、ピーマン栽培に取り組んでいます。実際に同じ圃場にピーマン以外の野菜を栽培するとピーマン以外の野菜はほぼ全滅状態ですが、ピーマンは今のところ順調に栽培ができており、1年目は病害が多発したことから、2年目は病虫害に強い接ぎ木苗を導入し安定生産を図っています。

生産したピーマンは、一般的な物より一回り大きく肉厚で、独特の苦みも少なく量産できて子どもにも食べやすいという利点から、彦根市と多賀町と愛荘町の小学校給食にも採用され、会員それぞれが学校給食向け出荷日に出荷数量を持ち寄り集荷しています。学校給食のほか、JA直売所やさいの里二番館に会員それぞれが出荷して販売しています。

学校給食出荷日には、会員それ



ぞれが寄り合いピーマン栽培について、現状や問題点を相談し話し合い情報交換をして、ピーマンの特産化や新たに始めたリンドウ栽培にも取り組み、生産者の所得向上やコミュニケーションを図っています。

私も、部会員の一人として参加させていただいており、部会員の皆様から色々とご指導やアドバイスをいただきながら、ピーマン栽培をきっかけに少しでも鳥居本地区の遊休農地問題が解消されることを心に願い活動していきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

農業者インタビュー 小林農園 小林佳祐さん

農業委員 伴 孝子

田原町の小林農園を訪問し、小林佳祐さんにお話を伺った。

令和2年、経営を父、昇さんから譲り受けた佳祐さんは現在35歳。民間企業に9年間勤務し、28歳で就農した。

広い田畑を見て育つと、自然とここへ戻ってこようと思うようになると佳祐さんは語る。

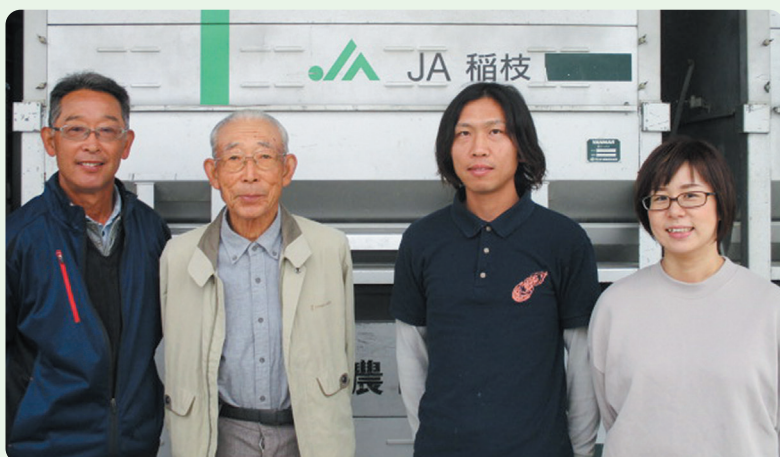
「初めは、周りにばかり目が行き、他所はこうしているのにと衝突することもありました。今は、うちはうちのやり方だと思うようになってきました。一番大きかったのは、表彰されたことです。（平成28年度農林水産省 全国麦作共励会 全国米麦改良協会会長賞（農家の部）を昇さんが受賞）」

うちは特別なことはしていない。基礎的なことをしっかりとしていたら評価してもらえ、新しいものが必ず良いという訳ではないと思った。」とのこと。

今後は個人販売や小売に力を入れるために、試食用に米を小袋

に分け、購入者に渡すなど、新しい取組を始めたという。昇さんも「何でも二つ返事とは言えないが、協力したい。」と目を細める。

祖父から父へ、そして佳祐さんへと穏やかな川の流れのように農業への熱い思いがつながっている。お話を伺う私達の気持ちもポツと温まる一時だった。



左から父の昇さん、祖父の次郎さん、佳祐さん、妻の広美さん



令和3年度農地賃借料情報提供について



農地法第52条の規定に基づき、次のとおり農地賃借料情報の提供を行います。

令和2年1月から令和2年12月までに市内で締結（公告）された賃借料を集計し、その平均額を算出したものです。この「農地賃借料情報」は、法的な拘束力はなく、あくまで賃借料を決定する際の参考資料です。

実際の賃借料の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。

(10aあたり)

区 分		平均額	最高額	最低額	データ数	過去3年間の平均額
整備田	稲枝地域	9,000円	11,000円	3,000円	855	9,100円
	河瀬・亀山・城陽地域	5,000円	8,000円	2,700円	113	6,600円
未整備田		3,400円	7,500円	2,000円	96	3,300円
(参考) 市内全域		8,100円	11,000円	2,000円		

1. 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±70%を超えるものおよび賃借料以外の要素が含まれているデータは除いています。また、無料での貸借（使用貸借）についても、集計の際に除外されています。
2. 平均額は、算出結果を100円未満四捨五入としています。
3. 各地域の整備田と市域の未整備田を集計して平均額を算出しています。また、参考のため市内全域の平均額も併せて情報提供します。

レシピ紹介

「餃子の皮混ぜご飯包み焼」

【材料（3人分）】

餃子の皮（大判）…………… 15枚
 温かいご飯…………… 100g
 A { 豚ミンチ…………… 50g
 青ネギ（小口切り）…………… 大さじ2杯
 焼肉たれ…………… 大さじ1杯
 焼肉たれ（味付け用）…………… 大さじ5杯
 サラダ油…………… 大さじ3～4杯

【作り方】

- ① Aを混ぜてレンジ600Wで1分温める。
- ② ①とご飯を混ぜ合わせる。
- ③ ②を15等分し餃子の皮で包み半月型にする。
- ④ フライパンにサラダ油を入れ、両面に焼き色を付けたら一旦取り出し、油を拭き取り焼肉のたれ大さじ5杯を入れ両面に味を付けると香ばしい匂いがしてきたら出来上がり。
 『お好みで混ぜご飯の量を増やすと焼おにぎり風になります』



「グリーンピアひこね」を利用して 毎日の生活をいきいきと！

「グリーンピアひこね」は、活力とうるおいのある農村づくり、急激に変わる社会変化を的確に伝える新鮮で価値のある情報の発信基地として、また、住民の健康推進の場、あらゆる研修の場として1992年4月にオープンした、滋賀県下で市が運営する単独の「農村環境改善センター」としては唯一の施設です。

2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、自主講座は中止せざるを得ず、予断を許さないところではありますが、6月から多目的ホール（450㎡、利用可能人数400人）、集会室1（洋室）（77㎡、利用可能人数50人）、集会室2（和室）（56㎡、利用可能人数30人）、調理実習室（83㎡、利用可能人数40人）、多目的グラウンド（2910㎡）の貸し出しを再開しており、各種研修会やフラワーアレンジメント、バドミントン、ヨガ、グラウンドゴルフなどの様々なサークル活動に利用いただいています。

これからも、地域の皆さんに身近な「グリーンピアひこね」を目指していきますので、皆さんの日々の営農活動やサークル活動に、どうぞこれからも「グリーンピアひこね」をご利用ください。



【グリーンピアひこね】
所在地 清崎町1118
電話 0749-12513909

お知らせ

●農地基本台帳の写しの交付について

農地基本台帳の写しの交付等を希望される場合は、農業委員会事務局の窓口で申請してください。農業組合単位で交付を希望される場合は、組合員全員の同意書が必要です。

※一部につきコピー代10円を申し受けます。

●農地を転用するときは農地法の許可が必要です

農地を農地以外に用途変更するには、自己所有地であっても原則として農地法に基づく許可が必要です。許可なく転用した場合、所有者の責任で農地に戻していただく場合があります。

転用をお考えの際は、必ず事前に農業委員会事務局へご相談ください。

編集後記

近年、温暖化による異常気象で、各地で強風による農業ハウスの倒壊、洪水、猛暑等による農産物被害が発生していますし、一方コロナウイルスによる感染拡大が心配されています。

行政視察や研修会も思うように進んでいない中、こういう時期だからこそ、農業委員、推進委員が一丸となって活動しなければなりません。

市民の皆さんに「農業委員会だより」を読んでいただき、活動の取組などを知っていただければ幸いです。

最後になりましたが「農業委員会だより」の編集にあたり、御協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

（農業委員 大西 太郎）



農業者の視点でお届けします

- ①特徴ある週刊新聞
- ②時代に鋭く斬り込む
- ③経営に役立つ
- ④喜びや悩みを共感できる
- ⑤読みやすく親しみやすい

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

☆発行日 毎週金曜日（月4回）
☆購読料 1ヶ月700円（税込）
☆申込先 彦根市農業委員会
【TEL】30-6133